

## セットトップボックスレンタルサービスの利用に関する契約約款

株式会社倉敷ケーブルテレビ（以下「当社」といいます。）と当社の行うデジタルサービスを利用するためにセットトップボックス（以下「STB」といいます。）を利用するもの（以下「加入者」といいます。）との間に、次の契約を締結します。

### 第1条（STBレンタル料金）

加入者は、本サービスを受け始めた日の属する月から、この契約の解約を申し出た日の属する月まで、STB1台ごとに次のレンタル料を当社に支払うものとします。

2 STBレンタル料は、別表に掲げる代金とします。

3 当社はレンタル料を改定する場合は、1か月前までに加入者に通知するものとします。

### 第2条（レンタル料の支払方法等）

加入者は、第1条に定めるレンタル料を当社が提携している金融機関からの自動振替もしくはクレジットカードにより、期日までに遅滞なく支払わなければなりません。なお、加入者は料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 加入者がレンタル料を2か月間支払わなかった時は、当社はこの契約を解除します。

### 第3条（最低利用期間）

最低利用期間は6か月とします。

### 第4条（当社の責任事項及び免責事項）

全ての再送信が10日以上行われなかった場合には、当該月分のレンタル料は無料とします。

2 天災・事変・降雨減衰、放送衛星・通信衛星の機能停止、その他当社の責に帰することのできない事由によりサービスが停止した場合、当社はその責任を負わないものとします。

### 第5条（便宜の提供）

加入者は、当社の行う施設の検査・修理のため、その敷地・家屋・構築物等への出入について協力を求めた場合は、これに便宜を提供するものとします。

### 第6条（故障）

当社は、加入者から当社の提供するサービスに異常がある旨の申し出があった場合は、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとします。

2 加入者は、受信に異常をきたしている原因が加入者の施設による場合は、修復に要する費用を負担するものとします。

3 加入者は、加入者の故意、または過失により当社の施設に故障を生じた場合は、その施設の修復に要する費用、もしくは別に定める機器損害金を負担するものとします。

### 第7条（設置場所の変更等）

加入者は、次の場合に限りその施設の設置場所を変更することができるものとします。

① 同一敷地内。

② 同一敷地外では、変更先に当社の施設が設置されている場合。

尚、STBレンタル契約の設置場所変更は、当該契約の設置場所に伴って行われる場合に限定されます。

2 加入者は、前項の規定によりその設置場所を変更しようとする場合は、当社にその旨を申し出るものとします。

3 加入者は、前項の変更に要する費用を負担するものとします。

### 第8条（STBレンタル契約の解約）

加入者がSTBレンタル契約を解約する場合は、当社が指定する書面にて当社に申し出るものとします。

2 STBレンタル解約は、前項の申し出があった日とします。

3 本条第1項により解約の申し出があった場合、当社はサービスを停止します。

4 STBレンタル契約の解約に伴い、加入者は当社にSTBを返還するものとします。当社が引き取りに訪問する場合は別表に掲げる手数料を加入者は当社に支払うものとします。

5 STB及びリモコンについて万一、紛失・破損及びご返却いただけない場合は、別に定める機器損害金を申し受けます。

### 第9条（STBレンタル料の精算）

STBレンタル契約が解約となった場合、料金は次の通り精算します。

① 最低利用期間を経過する前に解約となった場合には、最低利用期間の最終月までの料金を支払うものとし、日割計算による精算はいたしません。

② 最低利用期間を経過した後に解約となった場合は、解約日の属する月の利用料まで支払うものとし、日割計算による精算はいたしません。

2 STBレンタル料が改定になった場合、加入者は改定日の属する月よりその改定レンタル料を支払うものとします。

### 第10条（加入者の義務違反による停止）

当社が加入者にこのSTBレンタル契約に違反する行為があったと認める場合は、催告の上、サービスの提供を停止し、解約の

処置を講ずることができるものとします。

2 加入者が前項により解約となった場合は、加入者は直ちにこのSTBレンタル契約による全ての権利を失うものとします。

#### 第11条（加入者個人情報の取り扱い）

当社は、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を個人情報の保護に関する法律及び当社の「個人情報保護ポリシー（※1）」に基づき、適切に取り扱うものとします。（※1）<https://www.kct.co.jp/privacy/>

#### 第12条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

#### 付則

- ① 平成18年3月31日までサービスを行っていた「デジタルプラスサービス」は本契約と「デジタルサービス契約」によって引き継がれます。
- ② このSTBレンタル契約は、平成20年6月1日から施行します。
- ③ このSTBレンタル契約は、平成24年3月1日から一部改定します。
- ④ このSTBレンタル契約は、平成26年8月1日から一部改定します。
- ⑤ このSTBレンタル契約は、令和4年7月1日から一部改定します。
- ⑥ このSTBレンタル契約は、令和6年8月1日から一部改定します。

以上